

国際最低課税額の計算に関する明細書

対 会 年	象 計 度	： ：		法 人 名		
構 成 会 社 等 （ 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。 ）						
構 成 会 社 等 の 名 称	1					
所 在 地 国 名	2					
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」) 又は(別表二十付表三「6」+「11」)、 「18」又は「25」+「29」)	3					
帰 属 割 合	4	%	%	%	%	%
(3) × (4)	5					
(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	6					
(5) − (6)	7					
(7) + (別表二十付表四「13」)	8					
構 成 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の						
構 成 会 社 等 の 名 称	9					
所 在 地 国 名	10					
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」) 又は(別表二十付表三「6」+「11」)、 「18」又は「25」+「29」)	11					
帰 属 割 合	12	%	%	%	%	%
(11) × (12)	13					
(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	14					
(13) − (14)	15					
(15) + (別表二十付表四「13」)	16					
共 同 支 配 会 社 等 （ 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。 ）						
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	17					
所 在 地 国 名	18					
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」) 又は(別表二十付表三「6」+「11」)、 「18」又は「25」+「29」)	19					
帰 属 割 合	20	%	%	%	%	%
(19) × (20)	21					
(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	22					
(21) − (22)	23					
(23) + (別表二十付表四「13」)	24					
共 同 支 配 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の						
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	25					
所 在 地 国 名	26					
(別表二十付表二「16」、「27」又は「38」+「46」) 又は(別表二十付表三「6」+「11」)、 「18」又は「25」+「29」)	27					
帰 属 割 合	28	%	%	%	%	%
(27) × (28)	29					
(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	30					
(29) − (30)	31					
(31) + (別表二十付表四「13」)	32					
国 際 最 低 課 税 額				33	(円)	
(((8)の計)+(16)の計))+(((24)の計)+(32)の計))						

別表二十付表一
令六・四・一以後開始対象会計年度分